

令和9年度実施分 市民協働企画提案事業

＼あなたの**アイデア**が西東京市を変えます！／

新規チャレンジ部門 募 集 要 項

募集期間：令和8年10月15日(木)～11月13日(金)

市民協働企画提案事業は、NPOや市民活動団体等と市が協働で、地域の課題解決、市民サービスの向上に向けて取り組む事業です。

「**自由テーマ型**」と、「**テーマ設定型**」の2種類の事業を募集し、市の審査により採択された事業には、1事業につき**上限20万円**の補助金を交付します。



市民力・地域力を活かしたまちづくりへのご応募をお待ちしています！
ご不明な点は、協働コミュニティ課までご連絡ください。

目 次

1. 市民協働企画提案事業とは	- 2 -
2. 目的	- 2 -
3. 事業の企画提案をする上での注意点	- 3 -
4. 募集の種類	- 3 -
5. 応募要件等	- 4 -
(1) 事業	
(2) 応募団体	
6. 申請方法	- 5 -
(1) 市民協働企画提案事業応募申請書類	
(2) 提出先・提出方法	
(3) 応募期間	
(4) その他	
7. 募集説明会について	- 6 -
8. 応募事業の審査	- 6 -
書類審査	
プレゼンテーション審査	
<審査基準>	
<審査表>	
9. 選考結果の通知及び採択事業の決定	- 7 -
10. スケジュール	- 7 -
11. 補助金について	- 8 -
(1) 補助金額	
(2) 補助の対象経費	
(3) 補助金の交付の決定	
(4) 事業収入がある場合	
(5) その他	
12. 事業の実施	- 11 -
13. 問合せ先	- 11 -
【参考】これまでの採択事業例	- 12 -



1. 市民協働企画提案事業とは

平成16年度から開始した事業で、NPOや市民活動団体等（以下、NPO等といいます。）と市が協働で、地域の課題解決と市民サービスの向上に向けて取り組む事業です。

NPO等から事業の企画提案をしていただき、審査により採択事業を決定します。採択事業には、その費用の一部として**1事業につき上限20万円**の補助金を交付します。

NPO等と市が互いの立場や特性を活かした適切な役割分担のもと協働で事業に取り組むことで、地域の課題解決、市民サービスの向上を図るとともに、単独で事業を行うことでは得られない相乗効果が期待できます。

また、この事業は採択事業の内容に応じて事業担当部署を割り当て、担当部署の※協働推進員の伴走により事業を実施します。

募集区分は「新規チャレンジ部門」と「継続ステップアップ部門」の2つに分かれており、最長3年間継続申請が可能です。

※ 複数年度にまたがる申請の場合も、審査により継続事業を決定します。

※ 年度によって制度の詳細が変わる場合がございます。

区 分	補助金額
新規チャレンジ部門（1年目）	1事業につき 上限20万円
継続ステップアップ部門（2・3年目）	

2. 目的

（1）市と※NPO等との※協働を推進すること

市とNPO等とで協力し合い事業を実施することで、市内の協働を一層促進させることを目的としています。そのため、事業の成果だけでなく、その実施過程も重視します。

（2）NPO等の自主性、自立性を高め事業の安定的運営、拡充を図ること

市はNPO等がもつ自主性、自立性を尊重し、高めつつ、互いの特性を知り、活かしながら、事業の安定的かつ効果的な運営、拡充を図ります。

（3）市民サービスの向上に寄与すること

地域の課題解決のために、NPO等がもつ先駆的で専門的かつ、柔軟な発想に基づいた事業を実施することで、市民や地域へその成果が還元され、市民サービスの向上につながることを目的としています。

《用語説明》

※協働推進員・・・協働のまちづくりに関する職員の意識の向上を図るとともに、庁内の横断的・全庁的な連携を生み、一つの課では解決できない地域の課題解決を図るために配置される職員です。NPO等からの協働に関する問合せ・提案等への対応などを行います。

※NPO等・・・市民協働企画提案事業における「NPO等」とは、NPO法人、市民活動団体またはボランティア団体を指します。

※協働・・・市民協働企画提案事業における「協働」とは、NPO等と市とが、「①相互に対等な関係のもと、②互いの特性や立場を十分に理解し認め合いながら、③共通する課題の解決や目標の実現に向け協力し、④単独では生み出せない効果を発揮し、質の高いサービスを市民に提供できること」をいいます。（「市民と行政の協働に関する基本方針」より）

3. 事業の企画提案をする上での注意点

今回募集するのは、令和9年度（令和9年4月～令和10年2月）に実施する「新規チャレンジ部門」の3事業です。

原則として、一つのNPO等（以下、団体といいます。）が同一年度に並行して事業を実施することはできないため、継続ステップアップ部門に採択されている団体は、同一年度の新規チャレンジ部門へは応募できません。

提案事業は、1年間で終了する単年度事業の計画でも、「継続ステップアップ部門」への応募を見通した長期事業計画でも構いません。複数年の計画で提案する場合は、単年度ごとに成果が現れ、毎年ステップアップしていくような計画を立ててください。

なお、この部門は、令和8年度中に事業の募集と審査を行い、採択事業を決定します。採択事業は、令和9年4月以降に開始していただきます。

～初めてでも大丈夫！～

- ◆ 事業実施経験の少ない団体や初めて提案する団体でも大丈夫です！
- ◆ 事業の実施にあたっては、団体と市の双方がもつ機能と特性を活かしながら事業を効果的・安定的に実施するための打合せ等を協働推進員とともに行いますので、事業を実施するためのノウハウ、自立して事業を実施する力を身につけていくことができます。
- ◆ 市民視点を活かした団体のもつ独自性・先駆性・専門性等の特性が活かされ、柔軟な発想に基づく事業の提案をお待ちしています！

4. 募集の種類

以下の二つの種類の事業を募集します。いずれか一つの種類を選び、事業を提案してください。

(1) 「自由テーマ型」

市民の福祉の向上及び利益につながり、公益上の必要性が認められる事業であれば、特定の分野やテーマの限定はありません。市民サービスの向上につながる、団体の自由な発想が活かされた企画提案をお待ちしております。

(2) 「テーマ設定型」

市が重点的に取り組みたいと考えている地域課題、実施したい施策を「テーマ」に掲げ、掲げたテーマに沿った先駆的、柔軟性豊かな事業を募集します。

団体の活動分野の制限はありません。様々な視点からアプローチされた事業の企画提案をお待ちしております。

◆ **募集テーマ** ※ 担当部署は、企画提案の内容に応じて決定します。

・ **SDGs 未来都市のまちづくり**

市は、令和7年度に内閣府から「SDGs 未来都市」に選定されました。人生のあらゆるステージにおいて生きがいを持ち、豊かに暮らすことのできる「健幸（ウェルネス）」の視点を取り入れながら、持続可能なまちづくりを推進する事業を募集します。

・ **ゼロカーボンシティのまちづくり**

市は、地域全体で脱炭素社会の実現を目指し、環境負荷の少ないまちを次世代につなぐため、ゼロカーボンシティ宣言をしています。脱炭素社会の実現に向けて、市と協働したい事業を募集します。

・ **子どもを地域で育てるまちづくり**

市は「子どもが『ど真ん中』のまちづくり」を掲げ、子育て・教育分野をはじめとした様々な施策を展開しています。子育て支援を考える際は、家庭だけではなく、地域みんなで子どもを育てる視点が大切です。子どもを地域で育てる機運向上に向けた、地域での子育てを推進するような事業を募集します。

・ **若者が活躍するまちづくり**

次世代を担う若者の新しい発想や感受性を尊重し、その視点や行動力をまちづくりに活かすことにより、ともに地域課題の解決に向けて取り組むことのできる仕組みや、きっかけづくりにつながるような事業を募集します。

◆ **募集件数**

(1)「自由テーマ型」と(2)「テーマ設定型」 あわせて最大 **3** 件

5. 応募要件等

(1) 事業

以下の要件を満たす事業で、市民の福祉の向上及び市民の利益につながり、公益上の必要性が認められる内容で企画提案してください。

《要 件》

- ① 市内で実施される事業であること
- ② 当該事業の財源に、他の補助金等を受けていない（受ける予定がない）こと
- ③ 市と協働することで、より効果的になる事業であること
- ④ 実施計画及び効果が明確な事業であること
- ⑤ 単年度の計画、複数年の計画を問わないが、単年度ごとに成果が出る事業であること

(2) 応募団体

以下の要件をすべて満たす※公益活動を目的とする団体で、法人格の有無は問いません。また、複数の団体が組織された実行委員会、連絡会、協議会としても応募できます。

《要 件》

- ① 既に活動実績のある団体であること
※ 団体の所在地が西東京市以外でも構いませんが、事業を実施する場所が西東京市内であり、その成果が西東京市や市民に還元されることが条件です。
- ② 5人以上の会員で組織され、継続して活動できる見込みがある団体であること
- ③ 団体の運営に関する規則、規約、会則等があり団体の構成員の名簿を備えていること
- ④ 応募した事業の企画から実施、結果報告（収支決算を含む）まで責任をもって実行できること
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を目的としないこと
- ⑥ 暴力団でないこと又は暴力団もしくはその構成員の統制下でないこと
- ⑦ 特定の個人又は団体の利益の増進を目的としないこと
※ ただし、事業経費に充てるために、入場料等の実費を取ることは可能です。
- ⑧ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し又は反対することを目的としないこと

《用語説明》

※公益活動・・・この事業で想定する公益活動とは、市民が主体となって、自主的・自立的に行う営利を目的としない社会に貢献する活動を指します。

6. 申請方法

別添の所定の申請書類一式を作成し、下記の提出先へご提出ください。申請書類の様式は西東京市ホームページからもダウンロードできます。

https://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/npo_kyodo/kikakuteian/R9kikakuteian.html



提出書類は選考委員が理解できるよう、事業計画や効果等を具体的に明確に記載してください。

なお、応募を検討される場合は、申請書類を提出する前に、必ず協働コミュニティ課までご相談ください。

(1) 市民協働企画提案事業応募申請書類

- ① 市民協働企画提案事業 新規チャレンジ部門 申請書
 - ② 団体に関する調書
 - ③ 市民協働企画提案事業計画書
 - ④ 市民協働企画提案事業予算計画書
 - ⑤ 市民協働企画提案事業予定表
 - ⑥ NPO等の運営に関する規則、規約、会則等及び団体の構成員の名簿
- ※ その他、必要に応じて資料を提出していただく場合があります。

(2) 提出先・提出方法

西東京市 生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課 市民活動・平和推進係
持参・郵送：〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 田無第二庁舎5階
※ 持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までにご持参ください。

メール：kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp

※ メールで提出の場合は、件名を「【団体名】令和8年度市民協働企画提案事業申請」としてください。

(3) 応募期間

令和8年10月15日（木）から11月13日（金）まで（必着）

(4) その他

- ① 提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。
- ② 市が受領した書類は原則として情報公開の対象となります。
- ③ 申請後、代表者や会員等に変更があった場合は、変更届をご提出ください。
- ④ 採択団体には、事業終了後も協働事業についてご協力をお願いすることがあります。

7. 募集説明会について

募集にあたって、以下のとおりオンライン説明会を開催します。

日時：10月22日（木） 第1回 14時～15時
第2回 19時～20時

方法：オンライン（Zoom）

説明会への参加を希望される場合は、前日までに協働コミュニティ課までご連絡ください。
詳細を別途お知らせします。



8. 応募事業の審査

新規チャレンジ部門では、書類審査とプレゼンテーション審査を行います。

書類審査 令和8年12月中旬（予定）

書類審査では、市民協働企画提案事業応募申請書類の必要事項及び必要書類を確認するほか、内部審査会において提案事業の選考を行います。

応募団体が5団体以上の場合は、この書類審査で5団体以内に絞ります。

選考結果は書類審査終了後、すみやかに応募団体に通知します。

書類審査を通過した団体は、プレゼンテーション審査に参加していただきます。

プレゼンテーション審査 令和9年1月下旬（予定）

提案した事業内容について、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーション終了後、選考委員による選考会議で提案事業についての審査を実施し、選考を行います。プレゼンテーション審査の日時、場所、方法等については別途参加団体に通知します。

プレゼンテーション審査に不参加だった団体は審査を辞退したものとみなし、不採択とします。

なお、プレゼンテーション審査は公開としますが、選考会議は非公開となり、選考結果はすみやかに参加団体に通知します。

<審査基準>

	審査基準	審査内容
1	提案事業の目的	・事業の目的は明確かつ妥当であるか ・地域のニーズが的確に把握されているか
2	協働の効果性	・協働することで、市、NPO単独で実施するよりも効果的で高いサービス提供が期待できるか ・地域住民の参加が期待できるか
3	実行性・計画性	・団体に事業を遂行できる能力があるか ・計画に具体性があるか ・事業の実現可能性が高いか
4	公益性	・社会的利益が高く、地域的課題の解決や市民ニーズに応えることができるか
5	事業への熱意	・事業実施への熱意が強く、責任を持って遂行していく意欲はあるか ・事業終了後も、団体として自立して実施していく意欲はあるか
6	予算	・予算の積算は妥当であるか

<審査表>

審査基準	点 数
非常に評価できる・非常に認められる	5 点
評価できる・認められる	4 点
普通	3 点
あまり評価できない・あまり認められない	2 点
評価できない・認められない	1 点

9. 選考結果の通知及び採択事業の決定

選考会議の結果を受け、すみやかに採択事業を決定し、プレゼンテーション審査に参加した団体に、選考結果を文書で通知します。

10. スケジュール

募集から採択、事業開始までのスケジュールは、下表のとおりです。

時 期	内 容
10月15日～11月13日	募集
10月22日	募集説明会開催（オンライン）
12月中旬頃	書類審査・結果通知
令和9年1月下旬	プレゼンテーション審査 採択事業決定
4月中旬～下旬	補助金交付 事業開始

11. 補助金について

(1) 補助金額

採択事業には、予算の範囲内で **1 事業につき上限 20 万円**までの補助金を交付します。

※ 事業総経費は、補助上限額を超えても構いません（超えた分は団体の自己資金等を投入してください）。また、事業総経費が補助上限額を下回った場合は、事業総経費のうち補助対象経費の全額が補助金額となります。

(2) 補助の対象経費

補助対象は、以下の採択事業実施に必要な経費です。団体の組織維持や経常的な運営に要する経費などは対象となりません。

科 目	内 容
人件費	事業実施のために雇ったスタッフ（アルバイトを含む。）の人件費（団体構成員に対するものは除く。） ただし、人件費は補助対象経費合計の 25%以内
報償費	講師、指導者、活動協力者等への報償及び謝礼等（団体構成員に対するものは除く。）
旅費・交通費	外部から招く講師、指導者等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費等 先進事例調査のための交通費（宿泊費は除く。）
印刷製本費	参加募集の案内、広報ポスター、事業実施に必要な資料、活動報告書、パンフレット等を作成するための印刷費又はコピー費
使用料及び賃借料	会議室、施設、器具等の使用料やバス等の借り上げ料（団体が自ら所有している施設等は除く。）
消耗品費	事業実施に必要な消耗品を購入するための費用（用紙、材料代等）
食材料費	事業実施に必要不可欠と認められる食材料費（会議の際の湯茶、茶菓子代等は除く。）
通信・運搬費	募集案内、会議資料、活動資料、事業実施に必要な資材等を送付するための郵送料や宅配便料等
保険料	事業実施に必要な行事保険料、イベント保険料等
燃料費	事業実施に必要な燃料代
その他	その他事業の実施に必要と市長が認める経費

<対象外経費>

- ・商品券、記念品 ・備品 ・交際費 ・土地の取得、造成、補償 ・レジ袋
- ・事業実施に直接関わらない経費 ・社会通念上適切でない経費
- ・領収書等で団体が支払ったことが明確に確認できない経費

※ 消費税を単価に含んで記入してください。

※ 事業実施に伴う公共施設の使用手続きについては、原則団体に行っていただきますので、使用料の発生する施設を使用予定の場合はあらかじめ予算に計上してください。

※ ポイントカードやクレジットカード等を使用し、物品等の購入に伴うポイントの付与が判明した場合、当該ポイント分（一律 1 ポイント 1 円換算）を補助対象経費から除外します。

(3) 補助金の交付の決定

補助金の交付については、市民協働企画提案事業補助金交付申請書を審査のうえ、当該事業を実施する令和9年度の歳入歳出予算可決後、決定して文書により通知します（※予算が可決されない場合、事業が実施できない場合がありますのでご了承ください）。

補助金の対象となる経費は、令和9年4月1日以降に支出したものとなりますので、ご注意ください。

なお、事業終了後に、実績報告、領収書等を提出していただき、補助金交付額の精算を行います。

《補助金の交付》

補助金は、原則として事業実施後に交付されますが、この事業は、例外的に事業実施前に補助金の交付が行えます（概算交付）。

補助金の交付については、市民協働企画提案事業補助金交付申請書により申請を行ってください。申請に基づき交付の決定を通知します。交付決定通知を受けた団体は、市民協働企画提案事業補助金請求書により補助金の交付請求を行ってください。指定口座へ補助金の振込みを行います。

※ 補助金交付は、補助金の交付申請から概ね1か月程度かかります。

(4) 事業収入がある場合

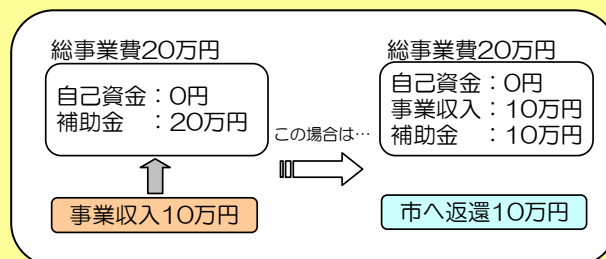
入場料や広告料等の事業収入があり、自己資金を投入していない場合や自己資金投入額以上の収入があった場合は、精算時に市へ補助金の一部又は全部を返還することとなります。

なお、事業報告・補助金額の確定の際には、団体の自己資金投入額（補助対象経費以外の経費）についても領収書等が必要になりますので、必ず保管しておいてください。

《例１》事業収入があって、団体の自己資金投入がない場合

総事業費 20 万円（団体の自己資金 0 円＋市からの補助金概算交付額 20 万円）で事業を実施し、事業収入が 10 万円あった場合

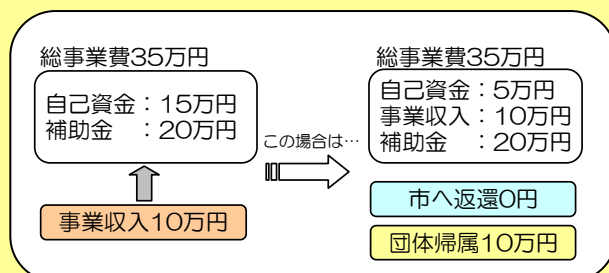
⇒自己資金を投入していないため、10 万円は市へ返還する。



《例２》事業収入が団体の自己資金投入額以下の場合

総事業費 35 万円（団体の自己資金 15 万円＋市からの補助金概算交付額 20 万円）で事業を実施し、事業収入が 10 万円あった場合

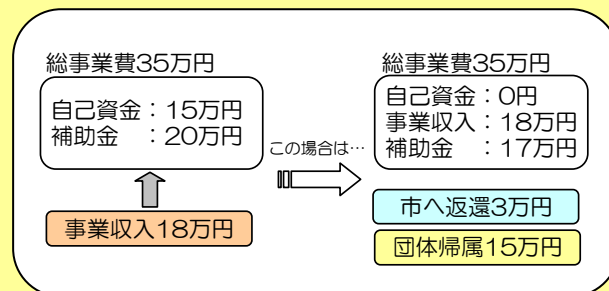
⇒自己資金を投入しているため、10 万円は団体に帰属する。



《例３》事業収入が団体の自己資金投入額以上で、かつその差額が補助金交付額以下の場合

総事業費 35 万円（団体の自己資金 15 万円＋市からの補助金概算交付額 20 万円）で事業を実施し、事業収入が 18 万円あった場合

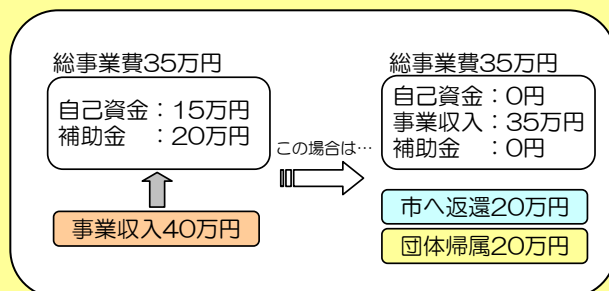
⇒自己資金投入額分の 15 万円は団体に帰属し、残り 3 万円は市へ返還する。



《例４》事業収入が団体の自己資金投入額以上で、かつその差額が補助金交付額以上の場合

総事業費 35 万（団体の自己資金 15 万＋市からの補助金概算交付額 20 万）で事業を実施し、事業収入が 40 万円あった場合

⇒自己資金投入額分の 15 万円は団体に帰属し、残りの 20 万円は市へ返還する。さらに残りの 5 万円も団体に帰属する。



（５）その他

補助事業に係る収入・支出については、帳簿を作成し、その書類等についても、いつでも提出できるように整理しておいてください。

また、その帳簿や書類は補助金の交付に係る会計年度終了後 5 年間保管しておいてください。

12. 事業の実施

採択団体は、**補助金の交付決定日（令和9年4月）から令和10年2月末までの間に事業を終了し、令和10年3月上旬までに市民協働企画提案事業実績報告書（以下「実績報告書」と言います。）を提出してください。**

提出された実績報告書を審査し、市民協働企画提案事業補助金交付額確定通知書により確定した補助金額を通知します。

なお、交付を受けた団体は実績報告書により補助金の精算を行います。その際、交付額より実績額が少なかった場合には補助金の返還をしていただきます。

複数年度にまたがる計画であっても、毎年審査により、継続事業を決定するため、当該年度の事業を**毎年2月末までに終了**するようにしてください。

事業終了後は、採択団体と協働コミュニティ課、担当部署とで同じテーブルにつき※事業のふりかえりを実施します。

なお、**翌年度も継続事業として実施を希望する場合は、年度末の審査に向けた必要書類等を提出していただきます**ので、余裕をもって事業を終了するようにしてください。

《用語説明》

※事業のふりかえり・・・事業が当初期待した成果をもたらしたかどうか、又そのプロセスが適切だったかどうかなどを、採択団体と市とが同じテーブルにつき、事業と一緒に振り返ることです。これは、これまでの事業を整理し、良かった点や反省点を次に活かしていくための大事なステップとなります。

13. 問合せ先

西東京市 生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課 市民活動・平和推進係

〒188-8666 西東京市南町5丁目6番13号 田無第二庁舎5階

電話：042-420-2821（直通）

メール：kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp

【参考】これまでの採択事業例

これまでに実施された事業を一部ご紹介します！

募集区分	事業名（年度）	事業概要	団体の形態
自由テーマ型	ユース保健室カフェ開催と包括的性教育（令和8年度）	小学生から高校生を対象に、飲食を楽しみながら、気軽に看護師や助産師、公認心理士との対話を行えるユース保健室カフェや包括的性教育のミニワークを実施する。 児童思春期青年期世代（ユース）が大人への成長過程において、「性」を含めた心身の健康、自分の人生をより主体的に捉え、自己決定・選択できるよう、心と体の正しい知識・情報を提供・指導し、必要時には適切な相談機関や社会資源に繋げていく。	任意団体
	西東京市写真発掘隊（令和8年度）	パネル展示会、スライドディスカッション、過去の写真と現在の場所を見比べてのウォーキングなどを行い、写真を若い参加者と年配の参加者で生きた西東京市の歴史を話し合う。 各所にある昔の西東京市の写真を探すことで、参加する市民の方々がまちの歴史を知り、西東京市に関心を持ち、新たなまちづくりを進めていくためのきっかけとする。	任意団体
テーマ設定型	産後半年までの保護者の孤立を防ぐ連続講座の開発と訪問支援者の育成（令和8年度）	テーマ「子どもを地域で育てるまちづくり」 「ホームスタート」では、自宅に訪問して傾聴や外出をして一緒に過ごす。講座では、ファシリテーターがサポートしながら、乳児との遊びや参加者が決めたテーマの話し合いと自由懇談を行う。支援者養成講座では、傾聴と協働、子どもの理解、地域の子育て支援、訪問支援の仕組み等を学ぶ。 産後半年までの親は、慣れない育児への疲労・不安を感じやすく、孤立しがちなため、産後早期に子育て環境を整え、虐待を予防・支援する。	任意団体
	「"孤"育て」にさせない、作らない、0歳からの親子の居場所作り（親子ひろば）（令和8年度）	テーマ「子どもを地域で育てるまちづくり」 月に4回親子ひろばを開催し、おもちゃで遊んだり、絵本の読み聞かせ、季節の制作、専門家による育児相談や講座を行う。 核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに孤独を感じる親の支援を目的とし、ボランティアや専門家との交流の場の提供、親子同士の交流の場となる居場所作りを行う。	任意団体